

平成29年度

北竜町財政援助団体等の
監査結果報告書

北竜町監査委員 長谷川 秀 幸
同 小 坂 一 行

平成29年度北竜町財政援助団体等の監査結果報告書

目 次

1. 監査の実施日	1
2. 監査の目的	1
3. 監査対象団体	1
4. 監査実施団体（補助金等名称）	1
1) 北竜町農業振興協議会負担金	1
2) 北竜町農業再生協議会補助金	2
3) 碧水地域支え合いセンター活動助成金	3
4) 北竜町教育振興会補助金	4
5. 監査の主眼	6
6. 監査結果	6
7. 指摘事項	6

北竜町財政援助団体等の監査結果報告書

北竜町監査委員 長谷川 秀 幸

同 小 坂 一 行

1. 監査の実施日

平成30年2月23日（金）

2. 監査の目的

北竜町が補助金等の財政的援助を行っている団体に対して適性に補助金等が交付されているか、またその事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか監査を実施した。

3. 監査対象団体

北竜町が補助金、交付金、負担金及び貸付金等の財政的援助を行っているすべての団体。

4. 監査実施団体

あらかじめ提出を求めた財政援助団体等35団体の資料にもとづき、監査委員により次の4団体（補助金等名称）を監査実施団体として選定した。

1) 北竜町農業振興協議会負担金

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

北竜町の総合的な農業振興計画の樹立と、その円滑なる推進を図ることを目的として主に次の活動を行っている。

- ・ 経営所得安定対策に関する事項
- ・ 稲作経営改善及び産米改良、地力の維持増進に関する事項
- ・ 畑作経営改善及び地力の維持増進に関する事項
- ・ 営農組合化事業及び機械化等に関する事項
- ・ 酪農、畜産振興に関する事項
- ・ 安全な食糧生産（クリーン農業等）に関する事項
- ・ 有害鳥獣農業被害対策に関する事項

c. 組織

会長、副会長（２）、監事（２）、幹事（若干名）、事務局員（若干名）が任命され、本協議会には専門委員会及び対策室会議が設置されている。

d. 財政的援助の目的

北竜町農業振興協議会の目的達成のための財政負担。（町、農協、土地改良区で負担）

e. 監査対象年度

平成２８年度、平成２９年度

f. 財政的援助の状況

財政援助金は負担金として支出

		平成 28 年度	平成 29 年度
負担金総額（予算額）		450,000 円	650,000 円
請	年 月 日	平成 28 年 5 月 16 日	平成 29 年 5 月 15 日
	金 額	450,000 円	650,000 円
求	納 入 期 限	平成 28 年 6 月 10 日	平成 29 年 6 月 30 日
支	年 月 日	平成 28 年 5 月 26 日	平成 29 年 5 月 24 日
	金 額	450,000 円	650,000 円

g. 指摘事項等

指摘事項等なし

2) 北竜町農業再生協議会補助金

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、並びに戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進及び地域農業の振興、更には農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保等を目的として主に次の活動を行っている。

- ・ 経営所得安定対策の推進に関する事
- ・ 集落営農の法人化支援の実施に関する事
- ・ 農地の利用集積に関する事
- ・ 耕作放棄地の再生利用に関する事

- ・担い手の育成確保に関すること
- ・大豆、麦等生産体制緊急整備事業の推進に関すること
- ・攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関すること
- ・稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関すること

c. 組織

会長、副会長、監事（２）、事務局（事務局長他）が任命され、本協議会には専門委員会及び幹事会（対策室）が設置されている。

d. 交付金の目的

北竜町農業再生協議会事業の円滑なる事業推進のための財政補助。

e. 監査対象年度

平成２８年度、平成２９年度

f. 財政的援助の状況

財政援助金は補助金として支出

単位：千円

年度	予算	補助申 月日・額	決定 月日	回	概算払い		実績報 告月日	確定 月日	
					申請月日・金額	決定月日			
平成 28 年度	当初予算	11/17	11/21	1	12/ 2	1,625	12/22	H29	H29
	2,365			2	3/17	407	3/22		
	補正減額	2,032	北指令 第73号	3	/		3/31	3/31	
	333			4	/				
	補正後予算			5	/				
	2,032			計	2,032				
平成 29 年度	1,950	11/17	11/20	1	11/21	1,560	11/24	提出前	
				2	/		/		
		1,950	北指令 第82号	3	/		/		
				4	/		/		
				計	1,560				

g. 指摘事項等

- ・補助金等交付申請書の提出時に必要な事業計画書が添付されていない。
- ・補助事業等実績報告書の提出時に必要な成果報告書が添付されていない。
- ・補助金等交付規則では、補助金等の額の確定後に補助金を交付することとなっている。ただし、確定前であっても80パーセント以内の補助金交付については町長が認めた場合に可能であるが、全額確定前に書類の整備が成されていないまま交付されている。

3) 碧水地域支え合いセンター活動助成金

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

町民の健康保持の推進、高齢者の在宅福祉の充実及び地域ボランティアによる地域支援活動を促進するためその地域での活動拠点として碧水地域支え合いセンターが設置された。

このセンターにおける各種事業等について、地域住民の生活を助長し、共に支え合いながら安心して安全な地域づくりの推進と地域の振興発展に寄与することを目的とし、碧水支え合いの会を設立して町と連携し、若しくは独自の事業を展開し地域の福祉活動に寄与している。

c. 組織

会長、副会長（2）、理事（2）、事務局（事務局長他）、会計、監事

d. 財政的援助の目的

イ. 碧水地域支え合いセンター管理運営費の財政援助

ロ. 碧水支え合いの会活動助成金

e. 監査対象年度

平成29年度（碧水地域支え合いセンターは平成29年4月1日新設オープン）

f. 財政的援助の状況

財政援助金は助成金として社会福祉協議会経由で支出されている。

		平成29年度	
		町から社会福祉協議会へ支出	社会福祉協議会から碧水支え合いの会へ支出
負担金総額（予算額）		350,000円	350,000円
請	年月日	平成29年4月5日	平成29年4月5日
	金額	350,000円	350,000円
求	納入期限	平成29年4月13日	平成29年4月14日
	年月日	平成29年4月12日	平成29年4月14日
支	年月日	平成29年4月12日	平成29年4月14日
	金額	350,000円	350,000円

g. 指摘事項等

- ・指摘事項なし
- ・碧水地域支え合いセンターの新設オープンに合わせ、碧水支え合いの会を設立され、地域住民の生活を助長すると共に、地域づくりを自ら推進し、その振興発展に努められている。

碧水支え合いの会の活動を今後どのような形で地域に根付かせて行くのかが課題となってくることが感じられる。町は社会福祉協議会と協力して適宜適切な助言を願いたい。

4) 北竜町学校教育振興会補助金

a. 監査の場所

監査委員室

b. 団体の概要

北竜町学校教育の振興と、会員の研修を図る事を目的とし、主に次の活動を行っている。

- ・児童生徒の資質向上に関する事
- ・会員の研修に関する事
- ・学校教育に関する事

c. 組織

会長、副会長、理事（若干名）、部長（3）、会計、監査役（2）が任命され、本振興会には維持委員会及び総務部、研修部、事業部、小中連携部の四つの部会が設置されている。

d. 財政的援助の目的

北竜町学校教育振興会の円滑なる事業推進のための財政補助

e. 監査対象年度

平成28年度、平成29年度

f. 財政的援助の状況

財政援助金は補助金として支出

単位：千 円

年度	予算	補助申 月日・額	決定 月日	回	概算払い			実績報 告月日	確定 月日	
					申請月日・金額	決定月日	交付月日			
平成 28 年度	565	5/13 565	5/17 北指令 第29号	1	5/31	565	6/3	6/16	H29 5/17	H29 3/31
				2	/		/	/		
				3	/		/	/		
				4	/		/	/		
				計	565					
平成 29 年度	585	5/25 585	5/29 北指令 第32号	1	6/5	468	6/7	6/14	提出前	
				2	10/20	117	10/24	11/2		
				3	/		/	/		
				4	/		/	/		
				計	585					

g. 指摘事項等

- ・補助金等交付規則では、補助金等の額の確定後に補助金を交付することとなっている。ただし確定前であっても80パーセント以内の補助金交付については町長が認めた場合に可能であるが、全額確定前に書類の整備が成されていないまま交付されている。
- ・平成28年度分においては確定月日より実績報告が後になっている。これは実績報告書に添付しなければならない成果報告書、収支精算書が、本会の総会日程上5月中旬になる事の説明があった。年度内整理を原則とするならば町として適切な指導を望む。

5. 監査の主眼

- ・補助金等は協議会の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか
- ・補助金等に係る会計経理等は適正に行われているか
- ・補助金等事業者に対する指導監督は適正に行われているか
- ・補助金等の交付手続き及び時期は適切か
- ・補助金等の交付は適切になされているか

6. 監査結果

監査に付された北竜町農業振興協議会他3団体の各種事業について、補助金等の財政援助金が適性に支出されているか。また帳簿、伝票及び証票などにより補助金にかかる事務処理及び経理が補助金等交付規則に沿って適正に行われているか、予定されていた事業計画が適切に執行されているかについて検証した。

その結果、口頭において注意、指導及び改善等を行った軽易な事項を除き、補助

金にかかる事務処理2件は、補助金等交付申請から同実績報告書まで北竜町補助金等交付規則に従って手続きされていた。

これら補助金等の交付については規則により補助金等の確定後において交付するものとされている。ただし、町長が補助事業等の遂行上必要があると認めたときは概算払いにおいて補助決定額の80%以内、また町長が特に必要と認めた場合には決定額の全補助金を確定前に交付することが出来ることとなっている。しかしこれらの書類整理がなされないまま、それぞれの団体に対し補助金等の確定前において全補助金が交付されていたことは規則に従った補助金交付とは判断されない。補助金の確定前に全額交付することが補助を受ける団体の活動に必要で、恒常化するのであれば補助金等交付規則の関係規定の見直しを図る事を考慮すべきと考える。

なお、負担金及び助成金として支出されている2件については財政援助にかかる事務処理上の問題は確認されなかった。

また、予定されていた事業計画は会計処理を含めその目的に沿ってそれぞれ適正かつ効果的に執行されており、監査に付された4団体の事業全体が財政援助の目的に合致し適切に処理されていると認められる。今後町はこれら4団体から提出される実績報告書を適正評価のもと補助金等の交付を適切に判断し、それぞれの団体が目的達成のため事業活動を円滑に促進出来るよう、育成保護及び奨励を引き続き図られる事を期待します。

7. 指摘事項

北竜町補助金等交付規則に基づいた補助金等の交付に努められたい。